

チューター制度の概要について

- 1 チューター制度は、日本の大学等に在学する外国人留学生に対して、指導教員の指導のもとに、大学等が選定した「チューター」により、教育・研究について個別の課外指導を行い、留学生の学習・研究効果の向上を図ることを目的としています。
- 2 チューターには、留学生の指導教員の推薦に基づき、原則として医学科の日本人学生（大学院においては大学院生）を選定し、各留学生の学習・研究指導（予習・復習の手伝い）を中心に、日本語指導、日常の世話（学内外の案内、諸手続きのための官庁への同行、買い物、宿舎探しの補助）を行っていただくこととしています。
- 3 チューターは、留学生の課程教師として、また大学等における最初の学友として留学生の日本での学習・研究生活の大きな支えとなると同時に、チューターとなった日本人学生にも国際理解、国際協力への関心を芽生えさせる機会となるよう適切な実施を行うことが必要です。
- 4 チューターによる指導期間は、研究留学生については渡日最初の1年程度を目安としています。
- 5 チューター業務内容の実例
 - 留学生用宿舎アブリコットヴィレッジⅢへの入居時に必要な手続き、電気、ガス、水道の契約、布団、カーテンの購入などのサポート
 - 日本語の会話補助、勉強のサポート
 - 浜松での生活に関する情報提供、生活指導
 - 在留手続や書類記入、銀行手続などのサポート
 - 生活用品や携帯電話購入のサポート
 - カンファレンス内容の解説
 - 実験に関しての指導、補助